

## 公的研究費でのアルバイト・パートに係る注意事項

今回従事いただく作業は、公的研究費による研究活動の遂行に必要な作業です。

公的研究費とは、財源が国民の貴重な税金であり、科学技術の発展を期待し、公的機関から競争的に選出した研究者に配分されています。

そのため、以下の事項を守り、いかなる不正行為にも関わらないようご注意ください。

### 1. 事実に基く勤務報告を行なうこと

### 2. 不正が疑われる場合は、相談窓口連絡すること

#### ①不正の事例

- ・研究者が開設した口座への名義貸しを依頼され、その口座に架空の給料が支払われた。
- ・雇用に係る書類を記入したが、雇用の事実もなく、給料も支払われなかった。  
または支払われた給料を研究者個人の口座に振り込むよう依頼された。

#### ②相談窓口

佛教大学 研究推進部 学術支援課

住所：〒603-8301 京都市北区紫野北花ノ坊町 96

TEL：075-491-2141（代表）

メール：[mousitate@bukkyo-u.ac.jp](mailto:mousitate@bukkyo-u.ac.jp)

### 3. 万が一不正に関わった場合は、大学に対する弁償責任等の責任を負うこと